

4 雇用保険

雇用保険は、従業員が失業した時の失業給付、高年齢者、育児休業取得者、介護休業取得者の雇用継続のための給付、失業の予防、雇用の安定・改善、労働者の能力開発および向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とした保険です（雇用保険法）。

(1) 雇用保険の加入

雇用保険も労災保険と同様、法人・個人を問わず、従業員を1人でも使用している事業所は、原則として強制的に適用されます。

従業員を1人でも雇用すれば、農林水産業などの一部を除き（農林水産業のうち、5人未満の個人経営の事業は暫定的に任意加入）、事業主あるいは従業員の意思とは関係なく、強制的に加入しなければなりません。

労災保険は届出が不要ですが、雇用保険は、届出が必要です。

① 従業員を採用した時

「雇用保険被保険者資格取得届」等を、公共職業安定所（ハローワーク）に、被保険者資格を取得した月の翌月10日までに、提出する必要があります。被保険者資格取得日は、従業員が最初に就労した日です。

(1) 提出書類

- 雇用保険被保険者資格取得届
- 雇用保険被保険者証（新規学卒者など初めて雇用保険の被保険者となる者の採用の場合、必要ない）

(2) 添付書類

原則、添付書類は不要ですが、添付書類が必要となる場合があります。

② 従業員が退職した時

「雇用保険被保険者資格喪失届」等を、公共職業安定所に、被保険者でなくなった事実のあった日の翌日から10日以内に、提出する必要があります。なお、退職した従業員が雇用保険の給付を受けるためには、「雇用保険被保険者離職証明書」が必要になり、併せて提出することになります。

(1) 提出書類

- 雇用保険被保険者資格喪失届
- 雇用保険被保険者離職証明書（退職者が離職の日において59歳以上のときは必ず提出する）

(2) 添付書類

- 労働者名簿

- 出勤簿（タイムカード）
- 賃金台帳
- 雇用契約書
- 退職願、定年などのように就業規則等規定により退職した場合はその規定

(2) 被保険者

雇用保険の適用事業に雇用されている人は、原則として、全員が雇用保険の被保険者となりますが、適用除外に該当する場合は、被保険者となりません。

適用除外となるのは、次の場合です。

- ① 65歳に達した日以後に雇用されるもの。
(但し、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者に該当する者は除く)
- ② 1週間の所定労働時間が20時間未満である者。
(但し、日雇労働被保険者に該当する者は除く)
- ③ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者。
(但し、前2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者、日雇労働被保険者に該当する者は除く)
- ④ 季節的に雇用される者であって、次のいずれかに該当する者。
 - (1) 4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者
 - (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ⑤ 学生又は生徒。
(但し、卒業を予定している者であって、適用事業所に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっている者、休学中の者、定時制の課程に在学する者、その他職業安定局長が定める者は除く)

なお、雇用保険には、労災保険の特別加入のように法人の役員等の加入はできません。雇用保険の被保険者には、雇用条件などにより、一般被保険者、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者があります。

(3) 事業を開始した時

労働基準監督署に提出した「労働保険保険関係成立届」の事業主控に、次の書類を加え、公共職業安定所に事業所設置翌日から10日以内に届け出る必要があります。

- ① 提出書類
 - 労働保険保険関係成立届
 - 労働保険概算保険料申告書（藤色）
 - 雇用保険適用事業所設置届
 - 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 添付書類
 - 登記事項証明書（または賃貸借契約書※）

※登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合に必要

- 労働者名簿
- 出勤簿（タイムカード）
- 賃金台帳（支払い実績が無い場合は、「雇用契約書」）
- 事業の存在を確認できる書類（税務関係書類、公共料金請求書等）

(4) 保険料の計算

雇用保険料は労災保険料と一括して、年に1回、その申告と納付を行います。

まず毎保険年度（4月から翌年3月まで）の初めにその年度に支払う賃金総額（賞与を含む）の見込み額に一般保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額を概算保険料として申告し、次に、その年度の終了後に、その年度に使用した全労働者に実際に支払った賃金総額に一般保険料率を乗じて得た額を確定保険料として申告することにより概算保険料との過不足を精算します。

なお、4月1日現在に満64歳以上になっている方の雇用保険料は、免除になります。

【農林水産業の雇用保険料率】

（平成24年4月1日から）

雇用保険料率	（平成24年4月1日から）	
	事業主負担分	被保険者負担分
15.5/1000	9.5/1000	6/1000

※園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は、一般事業の雇用保険料率（13.5/1000）となります。

(5) 申告と納付

概算保険料の申告及び確定保険料の申告（これらを「年度更新」といいます。）の手続は、6月1日から7月10日までの間に、所轄の労働基準監督署において「概算保険料申告書」、「確定保険料申告書」を作成して行います。

「概算保険料申告書」と「確定保険料申告書」は同じ用紙（兼用）となっており、前年度分の確定申告と当年度分の概算申告を同時に行うようになっています。

なお、保険料は、一括して納付するのが原則ですが、一定の条件を満たせば、3回に分けて納付することもできます。

雇用保険料には事業主負担分と被保険者負担分がありますが、被保険者負担分も併せて概算保険料を納付し、被保険者負担分は毎月の給与や賞与を支払った時に控除することになります。

【問い合わせ先】 社会保険労務士・公共職業安定所（ハローワーク）